

阿賀野市告示第46号

阿賀野市公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき告示する。

なお、これを表示した図面は一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

阿賀野市長 田中清善

- 1 供用を開始する年月日
令和6年4月1日
- 2 下水を排除する区域
阿賀野川流域下水道 新井郷川処理区
 - 水原山口北処理分区 松井町2、中山口の各一部
 - 水原若葉町処理分区 境新田の全部
 - 京ヶ瀬下ノ橋処理分区 小浮新田、小浮本村、野田、嶋瀬、千唐仁の全部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
別図のとおり
- 4 供用を開始する施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 縦覧場所
阿賀野市中島町7番20号 阿賀野市産業建設部上下水道局
- 6 縦覧期間
令和6年3月15日（金）から令和6年3月29日（金）まで
（土・日曜日及び祝日を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで